において同じ。）に属する緊急時制御室」を加え、同項十五号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第四十一条第一項」を「特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十一条第一項」に改め、同号イ及びハ中「さく」を「柵」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号イ中「施設等の堅固な構造の施設内に設置すること」を「施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること」に、「さく」を「柵」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「第四十一条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第四十一条第一項」を「第九十一条第一項」に、「には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置する」を「については、次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ　イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第三十五条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第三十五条第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と」を「及び立入制限区域」とあり、」に改め、「「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるの「当該防護区域」と」を削り、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改め、同項第二号中「さく」を「柵」に改め、同条を第八十六条とする。

第三十四条の見出し中「の廃棄」を「において行われる廃棄」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、「採らなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第六号ロ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号ハ中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号ニ及びホ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同条第八号中「採る」を「講ずる」に改め、同条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同条第十号中「に固型化する」を「と一体的に固型化して行う」に改め、同条第十一号イを次のように改める。

イ　放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

第三十四条第十一号ロ中「採る」を「講ずる」に改め、同号ハ中「固形化した」の下に「放射性廃棄物と一体化した」を加え、「及び」を「かつ、」に、「第二十五条」を「第六十二条」に改め、同号ニ中「廃棄施設」を「保管廃棄施設」に改め、同条第十二号イ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号ロ中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号ハ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同条第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三　前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四　第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

第三十四条に次の一号を加える。

十五　第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

第三十四条を第八十五条とする。

第三十三条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の二十二第一項」に、「次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない」を「発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第四十三条の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二　貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託した使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

三　前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であって、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四　当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五　当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。

第三十三条を第八十四条とする。

第三十二条の見出し中「内の」を「において行われる」に改め、第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「核燃料物質等」を「核燃料物質等又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）」に改め、「の各号」を削り、「採らなければ」を「講じなければ」に改め、同項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第四号中「第二十七条第一号ハ」を「第七十三条第一号ハ」に改め、同条を第八十三条とする。

第三十一条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二第一項」に改め、「の各号」を削り、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「にあって」を削り、同条第六号中「第四十三条の十四に」を「第百二十九条に」に、「第四十三条の十四第五号」を「第百二十九条第五号」に改め、同条を第八十二条とする。

第三十条の四の見出し中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「発生した場合」の下に「（以下「火災発生時」という。）」を加え、「消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための」を「発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う」に改め、「の各号」及びただし書を削り、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

第三十条の四第二号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。